

宝塚市公告 第 29 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、兵庫県知事から阪神間都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付があったので、同条第2項の規定により、これを宝塚市都市安全部道路整備課において縦覧に供する。

令和8年（2026） 3月 26日

兵庫県宝塚市長 森 臨太郎

記

1. 施行者の名称

宝塚市

2. 事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業 3. 5. 862号 競馬場高丸線

阪神間都市計画道路事業 3. 4. 246号 山手幹線

3. 事業施行期間

自 令和 8年（2026年）3月24日

至 令和16年（2034年）3月31日

4. 事業地

(1) 収用の部分

兵庫県宝塚市仁川宮西町、仁川月見ガ丘、仁川清風台、仁川旭ガ丘、仁川うぐいす台、仁川高丸1丁目、仁川団地地内

(2) 使用の部分

兵庫県宝塚市仁川宮西町、仁川月見ガ丘、仁川旭ガ丘、仁川高丸1丁目地内